

国民年金保険料の納付が 困難な場合は 保険料免除・猶予の制度が あります！



平成26年度の免除の受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、今年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請をする事ができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有しておられる方は、役場の窓口または米子年金事務所にご相談ください。

保険料が納め忘れの状態
で、万一、障害や死亡といっ
た不慮の事態が発生すると、
障害基礎年金や遺族基礎年金
が受けられなくなる場合があ
ります。
経済的な理由等で保険料の
納付が困難な場合には、保険
料の納付が免除・猶予となる
「保険料免除制度」や「若年
者(30歳未満)納付猶予制度」
がありますので、手続きをし
て下さい。申請書は役場の窓
口にあります。

◆問い合わせ先

- 米子年金事務所
☎0859・34・6111
- 住民生活課
☎0859・54・5210
- 大山支所総合窓口課
☎0859・53・3311
- 中山支所総合窓口課
☎0858・58・6114

父子・母子家庭の方や 障がいのある児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父
親または母親と生計を同じく
していない児童を養育してい
る母親または父親、あるいは
父もしくは母にかわってその
児童を養育している方の自立
を助けるために、支給される
手当です。児童が18歳に達す
る日以後の最初の3月31日ま
で支給されます。

支給対象外となる場合

- ・ 児童や、父もしくは母、ま
たは養育者の住所が国内にな
いとき
- ・ 児童または父・母・養育者
が公的年金(老齢福祉年金を
除く)や遺族補償等を受ける
ことができるとき

◆問い合わせ先

- ・ 児童が里親に委託された
り、児童福祉施設(通園施設
を除く)に入所しているとき
- ・ 児童が父または母の配偶者
(事実上の婚姻関係と同様の
事情にある場合も含む)に養
育されているとき
- 児童扶養手当支給額

(※全部支給の場合)

月額(平成26年4月分より)
対象児童1人 41,020円
対象児童2人 46,020円
対象児童3人目からは、1人
につき3,000円加算

※手当を受ける方、または同
居されている親族等の所得に
応じて、全部支給、一部支給、
支給停止となります。
現況届について

受給資格者は毎年8月1日
から8月29日の期間に現況届
の提出が必要です。未提出の
まま2年経過すると受給資格
がなくなり、必ず提出し
してください。

○特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で
認められる程度の障がいのあ
る20歳未満の児童を監護する
父もしくは母、または父母に
かわってその児童を養育して
いる方に支給されます。

支給対象外となる場合

- ・ 児童や、父もしくは母、ま

たは養育者が国内に住所がな
いとき

・ 支給対象児童が、障がいを
事由に年金を受け取ることが
できるとき

・ 支給対象児童が、児童福祉
施設、知的障害者援護施設、
身体障害者更生援護施設等
(通園・通所施設は除く)に
入所しているとき

特別児童扶養手当支給額
(※対象児童1人につき)

月額(平成26年4月分より)
障がいが1級の場合 49,900円
障がいが2級の場合 33,230円

※手当を受ける方、または同
居されている親族等の所得に
より支給されない場合があります。
ます。

所得状況届について

受給資格者は毎年8月11日
から9月10日の期間に所得状
況届の提出が必要です。未提
出のまま2年経過すると受給
資格がなくなり、必ず
提出してください。

◆問い合わせ先

- 福祉介護課
☎0859・54・5207